

右図の結果をあてはめてみましょう。

国民健康保険

介護保険料は、国民健康保険料の中で賦課されています。

保険料額は、個人の収入などにより差がありますので、詳しくは、住民課国民健康保険担当までお問い合わせください。

社会保険

介護保険料は、加入している医療保険とあわせて給与等から天引きされます。

保険料額は、給与に比例して決まるため、負担する比率は一律でも実際に天引きされる額は人によって異なります。

所得段階	対象となる方	保険料額（年額）
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金または生活保護の受給者	基準額 ×0.5 = 22,429円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、年金収入額と所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.5 = 22,429円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、第1段階・第2段階対象者以外の方	基準額 ×0.75 = 33,643円
第4段階	本人が住民税非課税者 (世帯内に課税者がいる)	基準額 = 44,857円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の方	基準額 ×1.25 = 56,072円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の方	基準額 ×1.5 = 67,286円

☞介護保険料の納め方、納期等については、広報ゆがわら6月号でお知らせします。

**介護保険制度は、みなさん一人ひとりが支えます。
介護保険料は、納付期限までに必ず納めましょう!**

【問合せ】介護課(介護保険担当)内線341・342